

## 喬木村職人技能後継者育成支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、村内で職人技能に係る専門的な技術及び知識の継承のため、後継者の育成及び発掘に取り組む事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて喬木村補助金等交付規則（昭和45年規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象業種 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）のうち別表に掲げる業種その他村長が特に必要と認める業種をいう。

(2) 事業者 次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 村内において対象業種を営む個人又は法人であり、事業所における従業員数が5人以下であること。

イ 労災保険が適用されていること（適用される見込みを含む）。ただし、事業者が個人である場合において、2親等以内の親族を雇用する場合においては、この限りでない。

(3) 後継者 次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 対象業種における専門的な技術及び知識を習得しようとする意志を有する者で、将来村内において対象業種に引き続き従事する意思を有するものであること。

イ 補助金の交付申請日において、45歳以下であること。

ウ この要綱における補助金は1人1回に限る。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 村内で対象業種を営む事業者で、前条第3号に規定する後継者を雇用するものであること。

(2) 対象業種における専門的な技術及び知識を習得させ、後継者の育成及び発掘に取り組む意思があること。

(3) 補助金交付対象期間終了後においても引き続き後継者を雇用する意思のあること。

(4) 関係する法令等に違反していないこと。

(5) 村税等の滞納がないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が専ら対象業種に従事させる後継者と期間を限定することのない雇用の契約を締結したものであって、新規に雇用するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、事業者が後継者に支払う人件費（賃金、給与等）及び社会保険料に相当する経費であって、村長が適当と認めるものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、後継者1人当たり、1月につき5万円を限度とする。

2 補助金の交付期間は、同一の後継者について雇用の日から3年間を限度とする。

(交付申請)

第7条 前条の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

については、喬木村職人技能後継者育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 雇用契約書の写し
- (2) 後継者の履歴書
- (3) 申請者の村税等の未納がないことを証明する書類
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 事業者が個人であって、2親等以内の親族を雇用する場合には前項第1号の規定にかかわらず、雇用契約に準ずる書類をもって代えることができるものとする。

3 申請者は、各年度において第1項の規定による申請をしなければならない。この場合において、2回目以降の申請にあつては、同項に掲げる書類の添付を省略することができる。

(交付決定)

第8条 村長は前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付について決定するものとする。

2 前項の決定をしたときは、喬木村職人技能後継者育成支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更廃止承認申請)

第9条 申請者は事業の内容を変更及び廃止する場合にあつては喬木村職人技能後継者育成支援事業補助金変更廃止承認申請書（様式第3号）を提出する

ものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は補助対象事業が完了した後、速やかに喬木村職人技能後継者育成支援事業補助金実績報告書(様式第4号)に次の書類を添付し村長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度内の後継者の勤務実績が確認できる書類
- (2) 後継者への賃金等の支払状況が確認できる書類
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 補助対象事業の期間が翌年度以降にわたるときは、当該年度分の補助対象事業について報告するものとする。

3 第1項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付確定)

第11条 村長は前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付について確定するものとする。

2 前項を確定したときは喬木村職人技能後継者育成支援事業補助金交付確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 申請者は前条の確定通知を受けたときは、速やかに喬木村職人技能後継者育成支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を提出するものとし、村長はこれに基づき補助金を交付する。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 村長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、変更するとともに、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助対象者の都合により、雇用の日から5年以内に後継者を解雇したとき。
- (2) その他村長が補助金を交付することが不相当と認めたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に後継者を雇用している事業者であって、当該後継者の雇用の日から3年を経過しない期間がある場合は、この要綱の施行の日以降の期間について当該後継者に係る補助対象期間とみなし、この要綱の規定を適用する。

(別表)(第2条関係)

大分類	中分類	小分類又は細分類
D 建設業	06 総合工事業	0621土木工事業（別掲を除く） 0622造園工事業 064 建築工事業（木造建築工事業を除く） 065 木造建築工事業
	07 職別工事業（設備工事業を除く）	071 大工工事業 072 とび・土工・コンクリート工事業 073 鉄骨・鉄筋工事業 0741石工工事業 075 左官工事業 076 板金・金物工事業 0771 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く） 078 床・内装工事業 0794屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）
	08設備工事業	083 管工事業（さく井工事業を除く）
I卸売業、小売業	60その他の小売業	601 家具・建具・畳小売業
L学術研究、専門・技術サービス業	74技術サービス業（他に分類されないもの）	7421建築設計業 7422測量業
Rサービス業（他に分類されないもの）	90 機械等修理業（別掲を除く）	903 表具業